

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第32号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第43条」に、「第40条～第42条」を「第44条～46条」に、「第43条・第44条」を「第47条・第48条」に改める。

第5条第7号中「第15条第1項」を「第15条の5第1項」に改める。

第44条を第48条とする。

第43条中「第11号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第47条とする。

第42条中「第10号様式」を「第13号様式」に改め、第8章中同条を第46条とする。

第41条第1項中「第9号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第45条とする。

第40条を第44条とする。

第39条中「第8号様式」を「第10号様式」に改め、第7章中同条を第41条とし、同条の次に次の2条を加える。

(標識の記載事項等)

第42条 条例第36条の9に規定する別に定める事項は、登録の年月日、営業所の名称及び営業所に置く業務主任者の氏名とする。

2 条例第36条の9に規定する標識の様式は、第11号様式とする。

(帳簿の記載事項及び保存期間)

第43条 条例第36条の10に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を注文した者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (3) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所
- (4) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第36条の10に規定する別に定める期間は、前項各号に掲げる事項の記載の日から、その日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から起算して5年を経過する日までとする。

第38条を削る。

第37条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「第36条第1項第1号」を「第36条の8第1項第2号」に、「同条第2項第3号」を「同条第3項第3号」に改め、同条を第40条とし、第7章中同条の前に次の3条を加える。

（申請書の添付書類）

第37条 条例第36条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 役員の住民票の写し又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）

イ 法人の登記事項証明書

- (2) 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

イ 登録申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

- (3) 業務主任者の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

(4) 業務主任者が条例第36条の8第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(変更の届出)

第38条 条例第36条の4第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(第8号様式)により行うものとする。

2 屋外広告業登録事項変更届には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第39条 条例第36条の6第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(第9号様式)により行うものとする。

別表第5中「第44条関係」を「第48条関係」に改める。

第11号様式中「第43条関係」を「第47条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第10号様式中「第42条関係」を「第46条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。

第9号様式中「第41条関係」を「第45条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

第8号様式中「第39条関係」を「第41条関係」に、「第36条第1項第1号」を「第36条の8第1項第2号」に改め、同様式を第10号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式（第42条関係）

屋 外 廣 告 業 登 録 票	
商号及び氏名（法人にあつては、代表者名）	
登 録 の 番 号	京都市屋外広告業登録第 号
登 録 の 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

40 センチメートル以上

35  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上

第7号様式の次に次の2様式を加える。

第8号様式（第38条関係）

屋外広告業登録事項変更届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  電話 ー ⑩

京都市屋外広告物等に関する条例第36条の4第1項の規定により届け出ます。	
登録の年月日及び番号	年 月 日 京都市屋外広告業登録第 号
変更の年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

屋外広告業廃業等届

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  電話 — ㊟

京都市屋外広告物等に関する条例第36条の6第1項の規定により届け出ます。		
登録を受けた屋外広告業者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	電話 —
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	届出者との続柄又は関係	
登録の年月日及び番号	年 月 日 京都市屋外広告業登録第 号	
廃業等の年月日	年 月 日	
廃業等の理由		

注 登録を受けた屋外広告業者の欄は、登録を受けた屋外広告業者が死亡し、又は解散した場合にのみ記入してください。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)